

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 提案を求める趣旨

現在、川崎町では超高速ブロードバンドサービスの未提供地域があり、県内外だけでなく川崎町内においても情報格差が生じている。

本事業はこの情報格差を解消し、町内全域において、町民の利便性の向上及び高度情報化社会に適したまちづくりのため、民設民営によりFTTH^(※)方式でサービス提供を行う意思のある民間事業者から整備・運営に関する提案を受け、本町にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

※ FTTH：Fiber To The Home の略で光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信の網構成方式のこと。

2 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から超高速ブロードバンドサービス提供に関する提案を受け、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行ったものをサービス提供内容等に関する優先交渉権者とする。

3 提案参加資格

本提案への資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 公告の日現在において、川崎町での入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める登録電気通信事業者又は届出通信事業者であり、川崎町において超高速ブロードバンドサービスが提供できる者であること。
- (4) 川崎町暴力団排除条例第 6 条、川崎町暴力団等排除措置要綱第 3 条及び第 5 条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 提案に関する質問

「質問書」（様式第 1 号）により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

平成 29 年 5 月 8 日（月）から平成 29 年 5 月 17 日（水）までの、午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

電子メールのみで受け付ける

宛 先：川崎町企画情報課

担当者：中島 原田

電子メールアドレス：kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

表題：「川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業企画提案質問書」とすること

(3) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

回答は、平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 5 時までに、すべての質問票を一覧表にまとめ、すべての企画提案参加事業者に電子メールにて回答する。

5 提出物及び提案書の作成等

(1) 提出物

- ① 参加表明書兼誓約書（様式第 2 号）
- ② 総務大臣から登録電気通信事業又は届出電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し
- ③ 事業経歴書（様式任意）
- ④ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- ⑥ 納税証明書（その 3 の 3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）の写し（免税事業者等も要提出）
- ⑦ 川崎町税につき滞納のない証明書の写し（課税がある事業者のみ提出）
- ⑧ 企画提案書（様式任意）
- ⑨ 提案価格書（様式第 4 号）
- ⑩ 提案価格内訳書（様式任意）

(2) 企画提案書等の作成については、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業仕様書及び川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業企画提案書作成要領に基づき作成すること

(3) 提出物及び提案書の受付時間

平成 29 年 5 月 22 日（月）から平成 29 年 6 月 12 日（月）までの、午前 9 時から午後 5 時までの間。ただし、土・日曜日及び祝日を除く。

(4) 提出先

川崎町役場企画情報課

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789-2

電話 0947-72-3000 FAX 0947-72-6453

電子メール kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

担当者 中島 原田

(5) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。なお、郵送等で提出する場合は、平成 29 年 6 月 12 日（月）午後 5 時までに必着すること。

(6) 提出部数

製本 6 部（代表者印押印 1 部、コピー 5 部）及び電子データ（CD 又は DVD）

(7) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差替えは一切認めない。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

企画提案書の内容等について評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングを行うこととする。なお、実施日時及び場所については以下のとおりとし、実施時間については別途通知する。

実施及び場所

日 時 平成 29 年 6 月 16 日（金） 午後を予定

場 所 川崎町役場 入札室

時間配分 プレゼンテーション 30 分程度 質疑応答 10 分程度

プレゼンテーションの提案参加者からの参加人数は5名までとする。なお、プレゼンテーションによる必要な機材のうち電源及び延長コードは本町において準備するが、その他必要とする機材については、提案参加者が持参すること。

7 審査及び事業者の選定等

(1) 本町は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

企画提案書等による資料提出を求め、プレゼンテーションを実施し、審査については、本町が設置する委員会が適正かつ公正に行う。

(2) 事業者の選定は、プレゼンテーション終了後、1週間以内に選定事業者の可否を通知する。

(3) 提出された提案書が次の条件のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。

- ① 提案書内容に虚偽が認められたとき
- ② 提案書の提出期限を遵守しないとき
- ③ 現実不可能と思われる無理な記載があったとき
- ④ プレゼンテーション等を欠席したとき
- ⑤ 本件に関して著しく信義に反する行為等があったとき
- ⑥ その他、町長が不適格と認めたとき

8 その他

(1) 提出された企画提案書は合否に関わらず返却しない。

(2) 審査経過及び審査内容については一切公表しない。

(3) 提出された企画提案書等の知的財産は提案者に属するが、本町は事業者選定作業等に必要範囲内において全部又は一部の複製を作成することがある。

(4) 提案者の提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(5) 本提案の審査は優先交渉権者決定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い、調整し双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。

様式第1号

質 問 書

平成 年 月 日

提案参加者申込者 の商号又は名称	
質 疑 者 (連 絡 先)	部署 氏名 E-mail TEL FAX

質 問 事 項	

(注) 質問内容は、項目ごとに別様で作成すること。

様式第2号

参加表明書兼誓約書

平成 年 月 日

川崎町長 手嶋 秀昭 様

申請者 住所（所在地）

商号又は名称 ⑩

代表者職氏名 ⑩

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業の事業者選定プロポーザルに参加したいため、関係書類を添えて申請します。なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実はなく、本申込時において、貴町の入札参加資格停止措置は受けておりません。

連絡先

担当部署	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX 番号	
電子メール	

様式第3号

役員等調書及び照会承諾書

平成 年 月 日

川崎町長 手嶋 秀昭 様

申請者 住所（所在地）

商号又は名称 ⑩

代表者職氏名 ⑩

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、川崎町が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項により福岡県田川警察署に照会することを承諾します。

役職	フリガナ	性別	生年月日	備考
	氏 名			

【注意事項】

- 1 法人にあつては、履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（代表者を含む。）全員を記入してください。
- 2 個人事業者の場合は、代表者のみ記入してください。
- 3 支店等に委任する場合は、受任者も記入してください。
- 4 この調書に記載されたすべての個人情報、川崎町個人情報保護条例（平成17年6月20日条例第6号）の規定に基づいて取扱うものとし、川崎町が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。川崎町がこれらの情報をもとに福岡県田川警察署から取得した個人情報についても同様です。

様式第4号

提 案 価 格 書

平成 年 月 日

川崎町長 手嶋 秀昭 様

申請者 住所（所在地）

商号又は名称 ⑩

代表者職氏名 ⑩

川崎町内全地域への超高速ブロードバンド環境整備事業補助金価格

¥ _____

ただし、内訳は別紙のとおり

* 本提示価格は超高速ブロードバンド環境整備事業に係る補助金であるため、消費税は発生しない。